

# テーマ「教科横断的な情報モラル教育の全体計画例と実践事例の作成・配布」

実施主体：北海道教育委員会

## 【取組の概要】

児童生徒が情報モラルを身に付けられるよう、各学校の実態に応じた計画に基づく実践の参考となる学校種ごとに指導時間を含めた教科横断的な全体計画例と実践事例を作成・配布した。

### 1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

情報モラルに関する指導は、これまで、中学校における「技術・家庭」や高等学校における教科「情報」で取り扱うこととなっているほか、各学校の実態に応じて「道徳」や「総合的な学習の時間」などで指導を行っているが、指導時間には差がみられる状況となっていた。そのため、モデルとなる計画例とその計画に基づく実践例を提供することで、各学校の実態やこれまでの指導の状況に応じた取組を促すこととした。

### 2 実施スケジュール

- 1 「全体計画例」の検討・作成 平成26年4月～6月
- 2 小学校用・中学校用「全体計画例」の発出 平成26年6月
- 3 高等学校用「全体計画例」の発出 平成26年7月
- 4 「全体計画例に係る実践事例」(以下「実践事例」)の検討・作成 平成26年6月～10月
- 5 小学校用・中学校用「実践事例」の発出 平成26年7月～8月
- 6 高等学校用「実践事例」の発出 平成26年11月

### 3 事業展開

- 「全体計画例」では、年間のスケジュールに合わせて教科、領域、特別活動・行事ごとに指導場を設定した計画となっている。それぞれの指導場面に「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と各学年の計画のポイントを明記している。
- 各学校に対し、児童生徒の発達の段階を踏まえた目標設定とともに、指導教科、時数を明確にした計画、各教科等の内容と関連付けた総合的・横断的な指導について、工夫改善を図ることを求めている。
- 小学校用・中学校用「全体計画例」では、「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と指導場面の関連を確認する「指導カリキュラムチェックリスト」を添付している。
- 「実践事例」では、文部科学省委託事業「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」を活用し、動画教材を用いた展開例を示している。

情報モラル教育の目標(小学校)

- 1 情報社会の倫理
- 2 法の理解と遵守
- 3 公共的なネットワーク社会の構築
- 4 情報セキュリティの確保

情報モラル教育実践ガイダンス

情報モラル教育全体計画(案)(小学校第5学年)

学期	I 期					II 期					III 期	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
主な学習科目	新算式(入学式)	国語	運動会	修学旅行	家庭学習	国語	算数	学習発表会	音楽発表会	体育発表会	スキー大会	修学入学
教科	<p>【ここがポイントです！】 本全体計画では、小学校第5学年という発達段階を考慮し、情報モラル教育の目標の「情報社会の倫理」に重点を置いている。 各教科等においては、①指導する情報や情報社会での行動に関する事項、②特に指導する自分や他者の権利を尊重することなどについて中心に取り扱う。</p>											
領域	<p>①総合的な学習の時間(注) ②道徳 ③特別活動(注) ④家庭学習(注) ⑤特別活動(注) ⑥特別活動(注) ⑦特別活動(注) ⑧特別活動(注) ⑨特別活動(注) ⑩特別活動(注) ⑪特別活動(注) ⑫特別活動(注)</p>											

●情報モラル指導カリキュラムチェックリスト(中学校第1学年)

領域	分野	コード	指導事項	学習領域 (※指導した ら○を付 ける)	関係する 学習指導要領に 記載されている 等
心を磨く領域	情報社会の倫理	a4-1	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する		保健・技・家(技術)
		b4-1	個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する		社会(公民) 美術・技・家
	法の理解と遵守	b4-2	事件権などの知的財産権を尊重する		国語 音楽 美術・技・家(技術)
		c4-1	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない		技・家(技術)
公共的なネットワーク社会の構築	法の理解と遵守	a4-2	情報の冒読や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る		技・家(技術)
		a4-3	契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する		社会(公民) 技・家(家庭)
	公共的なネットワーク社会の構築	b4-1	ネットワークの公共性を意識して行動する		社会・技・家(技術)
		d4-1	安全性の面から、情報社会の特性を理解する		技・家(技術)
知		d4-2	トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る		技・家(家庭)

## 4 事業の成果(効果)

- これまで、各教科、領域等で個別に行われていた情報モラル教育を、各教科等の内容と関連付け、発達の段階に応じた計画を作成する資料を示すことができた。
- 研修講座等において、教職員が体系的な情報モラル教育の進め方について理解を深める資料を提示することができた。
- 情報モラル教育において、動画教材を用いた展開例を示すことができた。

## 5 事業を成功させるためのポイント

- 「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と各教科、領域等との関連付けを明確にしたことにより、体系的な計画の作成が可能となった。
- 道立教育研究所附属情報処理教育センターとの連携により、各教科、領域等の専門性を生かした「全体計画例」を作成することができた。
- 研修において、全体計画例を基にした協議・演習を設けることで、参加教員が自校の情報モラル教育を見直すことができた。

## 6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 各学校が情報モラル教育の必要性を理解し、児童生徒の実態に応じた計画を作成できるよう継続的な指導助言を行う。
- 研修講座等の機会に、各学校の情報モラル教育への取組状況の交流などを行い、優れた計画や実践事例を広げていく。

## 7 その他

- 各学校が作成する際のフォーマットとして活用できるよう、北海道内の各学校へ「全体計画例」と「実践事例」を電子データとして配布している。

## 8 参考資料等

参考ホームページ

・北海道教育委員会

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

・北海道立教育研究所附属情報処理教育センター

<http://www.ipec.hokkaido-c.ed.jp/>